

事務連絡
令和4年11月15日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する
都道府県行動計画及び市町村行動計画の軽微な変更に係る意見聴取手続について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条（都道府県行動計画）又は第8条（市町村行動計画）の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する都道府県行動計画又は市町村行動計画（以下「計画」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされています。今般、計画の実質的な内容に影響を与えないような軽微な変更（行政区画の名称や地方公共団体の組織の名称の変更、誤記の訂正等。以下「軽微な変更」という。）の場合における同条の意見聴取の具体的な運用について、地方公共団体から問い合わせがあったことから、下記のとおりお示しします。

関係各位におかれましては、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

記

1. 軽微な変更に係る計画の変更について

軽微な変更の場合には、逐次、計画を変更するのではなく、実質的な内容の変更がある際に一括して行うこととしても差し支えないこと。

2. 軽微な変更に係る意見聴取の実施・方法について

意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更について予め包括的に了承を得ておくことで、逐次の意見聴取を行わないこととしても差し支えないこと。

また、学識経験者からの意見聴取の方法としては、軽微な変更のみを行う場合は、有識者会議等の会議体を開催する必要は必ずしもなく、変更内容や各地方公共団体の実情に応じて、意見聴取の方法を柔軟に変更すること（例：メールや電話による意見聴取）も差し支えないこと。

以上

【参考】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（抄）

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2 （略）

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

4～8 （略）

9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2～6 （略）

7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。